

企業・大学等中山間地域づくり支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業・大学等中山間地域づくり支援事業（以下「事業」という。）の実施について、企業・大学等中山間地域づくり支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(企業の社会貢献活動による地域づくり支援)

第2条 要綱第4条第1項第1号の「企業の社会貢献活動による地域づくり支援」に係る事業の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) やまぐち中山間地域づくりサポートセンター（以下「センター」という。）は、山口県（以下「県」という。）及びやまぐち県民活動支援センター等の協力を得て、社会貢献活動により中山間地域づくりの支援活動を行おうとする企業を募集する。
- (2) 前号の企業による応募は、やまぐち県民活動支援センターがそのホームページにおいて運営する「山口県県民活動スーパーネット」に事業への参加を希望する旨を付して企業情報を登録する方法により行うものとする。
- (3) 県は、市町を通じて支援を希望する地域を募集し、応募のあった地域から提出された地域エントリーシート（別記第1号様式）をセンターに提供する。
- (4) センターは、応募のあった企業及び地域について、それぞれに関する情報をもとに、両者のマッチングを行う。
- (5) 前号のマッチング後、事業の実施について合意した企業及び地域は、事業の実施主体として、両者で構成する地域協議会を設置するものとする。ただし、企業からは、5人以上が地域協議会に参加するものとする。
- (6) 前号の地域協議会は、3年以上活動を継続するものとする。

(域学連携による先導的地域活性化支援)

第3条 要綱第4条第1項第2号の「域学連携による先導的地域活性化支援」に係る事業の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) センターは、県の協力を得て、中山間地域を支援する全国団体等との調整を通じ、中山間地域の振興に全国的知見を有する県外大学に事業への参加を要請する。
- (2) 県は、次の要件を付し、市町を通じて支援を希望する地域を募集し、応募のあった地域から提出された地域エントリーシート（別記第2号様式）をセンターに提供する。
 - ア 「地域の夢プラン」を策定している又は策定予定であるなど、地域づくりに意欲を有し、住民による推進体制が整備されていること。
 - イ 地域づくりの推進に当たり、中核となる人材が確保されていること。
 - ウ 市町による十分な支援体制（地域担当市町職員や集落支援員、地域おこし協力隊員の設置等）があること。
 - エ 県外大学に支援を求める地域課題が明確となっていること。
 - オ 県外大学の支援を受け、当該地域が主体的に取り組む地域課題の解決や地域活性

化に向けた取組が、先導的モデルの創出につながると見込まれること。

カ 学生の宿泊は、民泊（民家、公民館他）を想定しているので、市町又は地域において、その宿泊場所が確保可能なこと。

- (3) センターは、事業への参加要請を受諾した県外大学及び応募のあった地域について、それぞれに関する情報をもとに、両者のマッチングを行う。
- (4) 前号のマッチング後、事業の実施について合意した県外大学及び地域は、事業の実施主体として、両者で構成する地域協議会を設置するものとする。ただし、県外大学からは、5人以上が地域協議会に参加するものとする。
- (5) 前号の地域協議会は、原則として3年間継続した活動を行うものとする。

（大学生等による地域づくり支援）

第4条 要綱第4条第1項第3号の「大学生等による地域づくり支援」に係る事業の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) センターは、各大学生等の中山間地域への支援に関する情報等を収集の上、中山間地域づくりの支援活動を行おうとする大学等を募集する。
- (2) 県は、市町を通じて支援を希望する地域を募集し、応募のあった地域から提出された地域エントリーシート（別記第3号様式）をセンターに提供する。
- (3) センターは、応募のあった大学生等及び地域について、それぞれに関する情報をもとに、両者のマッチングを行う。
- (4) 前号のマッチング後、事業の実施について合意した大学生等及び地域は、事業の実施主体として、両者で構成する地域協議会を設置するものとする。ただし、大学生等からは、5人以上が地域協議会に参加するものとする。

（助成金の交付決定に係る審査）

第5条 要綱第7条に規定する助成金の交付決定に係る審査は、センター及び県による審査会を開催して実施するものとする。

（事業の進行管理）

第6条 センターは、地域協議会の設置、助成金の申請等について指導助言を行うとともに、地域協議会の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、事業を適切に進行管理するものとする。

（活動報告会）

第7条 センターは、各地域協議会における活動の成果を共有化し、活動内容等のレベルアップを図るため、毎年度、活動報告会を開催するものとする。

（情報発信）

第8条 センター及び県は、各地域協議会における活動について、ホームページや情報誌への掲載等により、広く情報発信に努めるものとする。

(その他)

第9条 その他事業の実施について必要な事項は、センター及び県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成26年7月11日から施行する。